

大阪地方検察庁の検事による捜査報告書の改ざん指示についての会長声明

大阪地方検察庁（「大阪地検」という）特捜部に所属する検事が、大阪地方裁判所（「大阪地裁」という）堺支部での知的障害のある男性に対する放火罪の事件（以下「本件放火事件」という）について、警察で作成されていた捜査報告書から男性のアリバイ発言に関する部分の削除を捜査主任の警察官らに指示し新たな報告書を作成させていたこと、そして2010年12月21日にそれによって減給の懲戒処分を受けていたことが報道された。

この事件は、大阪地検特捜部の厚生労働省元局長に対するフロッピーディスク改ざん隠ぺい事件に次ぐ「第二の証拠改ざん事件」といわざるを得ない。

本件放火事件は、2010年1月に大阪地裁堺支部に起訴されたが、大阪地検堺支部は、公判で否認をした知的障害のある男性の捜査段階で自白の信用性が立証できず公判が維持できないとして、同年11月26日に公訴（起訴）自体を取り消した。知的障害者に対する捜査、特に自白調書の問題点、そして取調の可視化の必要性が浮き彫りになった事件である。今回問題となったのは、捜査の過程での「証拠改ざん」であり、それが大阪地検特捜部の検事が行ったというのである。

問題は、大阪地検が、事実が判明していたにもかかわらず、それを今回の懲戒処分まで証拠改ざんの事実を明らかにしなかったことである。

厚生労働省元局長に対する事件では、2010年1月にフロッピー改ざんが明らかになっていたにもかかわらず、同年9月の発覚まで隠ぺいされていた。そこでは、検察庁の隠ぺい体質が問題となった。本件放火事件の改ざんは、11月の公訴取消の際に判明していたにもかかわらず、今回の懲戒処分まで公開されなかったのである。再び、検察庁の根深い隠ぺい体質が明らかとなった。

当会は、2010年9月29日に、厚生労働省元局長の事件における証拠改ざんと事実の隠ぺいは、検察というシステム全体の問題であることを指摘し、本件を契機に、市民の検察庁・検察官に対する信頼を回復するために、第三者が参加した機関による徹底的な調査をし、真相究明と再発防止を図るとともに、被疑者等の取調べの全過程を録画・録音によって可視化するなど客観的証拠の収集・保管の過程を検証可能なものとして、その捜査過程を可視化する制度構築に真剣に取り組むことを、強く求めた。

現在、法務省は、法務大臣の私的諮問機関として「検察の在り方検討会議」を設置し、有識者により検察のありかたが検討されている。12月24日には最高検から厚生労働省元局長に対するフロッピーディスク改ざん隠ぺい事件についての検証結果が報告されることになっている。

本件放火事件は、同事件と同一の「証拠改ざんと隠ぺい」構造の問題であり、捜査報告書改ざんを含め真相が解明される必要がある。

当会は、「検察の在り方検討会議」において、本件放火事件における第二の証拠改ざん、隠ぺいの調査がなされ、真相を究明し、よりよき検察のありかたが追求されることを強く望むものである。

2010年（平成22年）12月22日

大阪弁護士会
会長 金子武嗣